

## 安倍・習会談の茶番

実現するのか、しないのか、長いこと憶測が飛び交っていた日中首脳会談が11月10日、北京でのAPEC（アジア太平洋経済協力会議）首脳会議の場を借りてようやく実現した。実現したこと自体はよしとしても、そのあまりの空虚さに思わず顔を背けたくなった。なぜなら、今回の会談は直前に両国

の高級官僚（日本側・谷内国家安全保障局長、中国側・楊潔篪国務委員）が長時間交渉して、4項目の「合意文書」なるものをまとめ、しかもそれを公表しておくという異例の手順で行われたことがそもそも茶番である。

首脳同士が会談して、官僚の交渉では結論が出ない問題を天所高所から解決して、その結果を合意文書にまとめるというのが通常の首脳会談だ。すくなくとも建前はそうだ。ところが、会談前に官僚が合意文書を作り、しかもそれを公



表しておくとほどういうことか。おそらくそれがないと、首脳同士が会っても、お互い何をどう話したらいいかが分からず、場合によっては話があらぬ方へ飛んで、喧嘩別れにもなりかねないので、あらかじめ枠組みを決め、それを事前に世間に周知させて、そこから出られないようにならうとしたのである。

と言うと、日中関係はよほど難しい問題を抱えているように聞こえるが、そんなことはない。2年前の9月、日本の大内閣が尖閣諸島の国有化（地主からの買い上げ）を決めたことが今回対立の発端である。中国側がこれに激怒して、各種交流事業をストップさせたばかりか、反日デモの乱暴狼藉を黙認した。これはどう見ても、中国側の怒りすぎというか、的外れの反日キャンペーんであった。なぜなら、当時から明らかだったように、野田内閣はあの島々を購入して、なにか現状変更をしようとした企んだわけではなくて、石原都知事の東京都が買った場合にはそれこそ何をするか分からぬので、その予防措置として国有化したにすぎなかったからである。

ところで、中国の首脳部は當時、総書記交代の第18回共産党大会の開催（10月）を間近に控えて、おそらく首脳間、派閥間の対立、葛藤が渦巻いていたはずで、そこへこの話が飛び込んだものだから、誰もが対日軟弱と思われるのを恐れて、強硬一点張りに固まつてしまつたというのが真相であろう。

そこで中国側も党大会の後、事態收拾に乗り出す。13年1月、訪中した公明党の山口代表に習近平がわざわざ会つたことがそのシグナルであった。そこで日本側、つまり安倍首相が日本双方の顔が立つような適当な次の一手を打つていれば、事態は変わつたであろう。しかし、安倍首相は相手の收まりつつある火に油を注ぐよな撃に出た。国会における「侵略の定義はいろいろある」発言、靖国神社春の例大祭に閣僚が何人も参拝したことについて「安倍内閣の閣僚は外国の圧力に屈しない」発言などなど、最後は昨年末の自らの靖国参拝で急押しをした。

勿論、中国側も軍部を中心に反日キャンペーを盛り上げたし、尖閣諸島周辺に公船を派遣し続けて領土主張を強め、さらには防空識別圏の設定、海上における自衛艦へのレーダー照射など、対立をいや増す行動をとつてきた。

激しいけれど、今、両国間に重大な利害対立があるというわけではない。領土問題も靖国も、昨日、今日始まった話ではない。だからそれを上手にコントロールしつつ、関係を深めることもできるのに、逆に古い対立を改めてかきたてるようなことを双方が繰り返して今日に至っているのである。

そこで政治家の資質が問題となる。安倍、習両者とも世間体が悪いから首脳会談はおこなうが、一歩も譲らない、譲れないという、大局的とは反対の立場だから、事務方に土俵を作つてもいい、組手まで決めてもらわなければ、相撲が取れなかつたのである。

会談はたつた25分で終つた。2人とも胸襟を開いて、相手と語り合おうといふ度量はなく、役人の振り付け通りに茶番を演じただけだったことはこの短い会談時間が物語つている。

## 法治の行方

腐敗撲滅の最大のターゲットとされた周永康前中央政治局常務委員への中央規律検査委員会による「審査」が発表された去る7月29日、もう1つ中国共産党の18期4中全会が10月に開かれ、

そこでは「法による統治」の全面的推進が議題となるという発表が行われた。「法治」の反対は「人治」つまり党

や政府の幹部の情実で正邪が決められ、法律が曲げられる」とだから、法治の全面的推進となれば、共産党が裁判に口出しすることはもうなくなるのだ、と誰しも思った。

そしてその4中全会が10月21日から23日まで開かれ、コミュニケーションが発表された。それがどうもヘンなのである。「党の指導を堅持することは社会主義法治の根本的要求であり、党と国家の根本、命脈の存在するところであり、……法による統治を全面的に推進するのに不可欠のものである。党的指導と社会主义法治は一致しており、社会主义法治は党的领导を堅持しなければならず、党的领导は社会主义法治に依拠しなければならない。……」

というわけで、党と法は切り離されるとじろり、ますますしっかりと結びついてしまつた。こんなはずではなかったのではないか。一体、党と法はどうちが上なのか、という疑問を誰も抱くだろう。

そんな声をさすがに察知したか、10月31日の『人民日報』の「人民論壇」

に載つた「何故、きびしく党を治めるか」(叶小文)という文章は、こんな風に書いている。

「ある人は故意に党と法を対立させ、『党と法は両立できない』と宣伝された。それがどうもヘンなのである。中国を誤った道にひきこもうとするものである」

当然の疑問に対する居丈高な論断はまるで文化大革命の再来のごとくである。なにかおかしい。法治を4中全会で推進すると決めてからの3か月に一体、党内で何がおきたのだろうか。

## 周永康のその後

さて汚職追放のシンボルとされた前常務委員の周永康の「審査」について、本誌9月号の本欄で、多くの場合「規律違反・法律違反（違規違法）」が罪状として挙げられるのに、周の場合は「違法」がなく、「違規」（つまり党規約違反）だけが理由とされていることに

注目し、「審査」がどのように進められ、果たして法律違反に問われるのかどうかが注目されると書いた。

その後、周に関する特に消息はない、前述の4中全会で、紀律検査委の審査、或は調査にかけられた中央委員と同僚補合せて6人の除名処分が公示された際にも、その中に周の名前はなかった。しかし、10月30日、司法全般を司る党中央政法委・姜偉也副秘書長が記者会見で「周はすでに引退しているので、処分は急がない」と語り、久しぶりに名前が登場した。さうに11月1日、最高人民法院・長江必副院長の記者会見では「周の案件はまだ司法手続きに入っていない」ことが明らかにされた。やはり周を法律違反に問うことは難しいものと見えた。

ところが、である。11月10日、中央規律検査委監察部のウェブサイトに『党の規約と紀律は国の法律よりきびしい』という一文が登場した。文字通り「党的規約と紀律に違反したもののは法律によりきびしく処罰するべきだ」と論じたもので、勘ぐれば周の扱いに関連するようである。中国の司法の世界で今、何が起きているのか、外からはつかがい知れない。